お 知 ら せ

令 和　4 年　10 月
ＪＡバンク新潟県信連

貯金規定の一部改正について

令和 4 年 11 月 14 日付で貯金規定を一部改正いたします。
なお、改正内容の詳細につきましては、別添新旧対照表をご参照ください。

以　上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
ＪＡバンク新潟県信連　営業部
TEL：025 - 230 - 2141

JAバンク新潟県信連

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
普通貯金規定 **１～13.（省略）** **14.（解約等）** (1)（省略） (2)（省略） ①～④（省略） ⑤　この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 ⑥　①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)（省略） **15～21.（省略）** 以　上 （令和４年 11 月 14 日現在）	**普通貯金規定** **１～13.（省略）** **14.（解約等）** (1)（省略） (2)（省略） ①～④（省略） （追加） ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)（省略） **15～21.（省略）** 以　上 （令和４年４月１日現在）
普通貯金無利息型（決済用）規定 **１～13.（省略）** **14.（解約等）** (1)（省略） (2)（省略） ①～④（省略） ⑤　この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 ⑥　①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)（省略） **15～21.（省略）** 以　上 （令和４年 11 月 14 日現在）	**普通貯金無利息型（決済用）規定** **１～13.（省略）** **14.（解約等）** (1)（省略） (2)（省略） ①～④（省略） （追加） ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)（省略） **15～21.（省略）** 以　上 （令和４年４月１日現在）